

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	9	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望 項目名	新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充	
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告書を提出する法人（事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し、税制優遇措置を講ずる。） ・ 特例措置の内容 (1) 見直し等を行う要件 ①認定ファンドの事業規模等 現行では、法人投資家から認定組合へ出資される金額の合計はおおむね 20 億円以上であることとされているが、同規模のベンチャーファンドにおける投資実態、地方経済圏において活動するファンドにおけるベンチャー投資の実態を踏まえて、適切な規模に見直しを行う。 具体的には、東京都以外の地域に所在するファンドの規模要件を 10 億円まで引き下げ、目標 IRR を見直す等、所要の見直しを行う。 ②認定ファンドの投資先 現行では、投資先となるベンチャー企業である新事業開拓事業者については、「株式会社」であることと定めており、これにより、「投資先を国内法人に限ったファンド」のみが認定対象となっている。また、「大規模法人グループの所有に属している会社（子会社）」も新事業開拓事業者から除外されており、制度の利用の妨げとなっていることから、これらへの投資について一定割合を上限に認めることとする。なお、これら国内法人以外、大規模法人の子会社への投資額については、本税制措置の対象から除外する。	
関係条文	法人税 (地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号)	
減収 見込額	[初年度] ▲ 2 1 2 (一) [平年度] ▲ 2 1 2 (一) [改正増減収額] ー (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 ベンチャーファンドに出資する法人に税制優遇措置を講じ、ベンチャーファンドを通じたベンチャー企業への資金供給の円滑化を図ることで、我が国における新事業の創出を図る。 産業競争力強化に向けた施策として「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「経済にインパクトのある新陳代謝を引き起こすには、ベンチャー企業による新産業の創出が極めて重要」とされている。また、「ベンチャー・チャレンジ 2020」（平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定）においても、「イノベーション・ベンチャーの創出に向けた既存プレーヤーからのヒト・モノ・カネ等の積極的な投資を実現し、民間による自立的なイノベーションエコシステムの構築を進めていく」とされている。 (2) 施策の必要性 ベンチャー企業は社会的にインパクトのある多くのイノベーションを創出し、産業競争力の源泉となっている。米国では、大きなイノベーションや社会的課題解決をもたらすベンチャー企業が大企業へと発展し経済を牽引している。 我が国においても、経済活性化のためには新規企業・成長企業の創出が不可欠である。 ベンチャー企業が大きく成長するためには、事業拡張期において専門的なノウハウを有するベンチャーキャピタルからの資金調達や事業会社との業務提携・資本提携が重要である。 一方、我が国では、ベンチャーファンドからベンチャー企業への資金供給が円滑に行われておらず、特に地方経済圏においては、ベンチャーファンドからの資金供給は十分ではないために、ベンチャー企業の多くが限定的な成長にとどまっている。地方で活躍するベンチャー企業への投資を活性化させる必要がある。また、グローバル化が進む現代の日本において、ベンチャーファンドの投資先は、国内のベンチャー企業に限らず、国内外のイノベーションを生み出す主体（外国法人や大規模法人の子会社）へと変化しつつあり、地方経済の活性化に寄与するベンチャー企業の重要性も認識されつつあるのが現状である。	
ページ		9—1

本要望に 対応する 縮減案	なし。
---------------------	-----

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1－2新陳代謝 ○日本再興戦略改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定） 一. 日本産業再興プラン 1. 産業の新陳代謝の促進 iii) ベンチャー支援 ○ベンチャー・チャレンジ 2020 （平成 28 年 4 月 19 日 日本経済再生本部決定） 3. 我が国ベンチャーを巡る課題と今度の対応の方向性 （2）民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援 4. 新たな目標設定とPDCAサイクルの構築 ※ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを目指す （現状：0.028%（2012-14 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より） ○日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） Ⅲイノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化 （2）新たに講ずべき具体的施策 iv)「ベンチャー・チャレンジ2020」の実現																	
政策の達成目標	法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。																	
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	【現状】 租税特別措置法施行後平成 29 年 3 月 31 日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができる。 【延長】 平成 31 年 3 月 31 日までの間に認定を受けたベンチャーファンドを通じて、当該認定後行われた法人投資家による出資については、本税制措置の適用を受けることができることとしたい。																	
同上の期間中の達成目標	成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出																	
政策目標の達成状況	<table><tr><td>年度</td><td>26 年度</td><td>27 年度</td></tr><tr><td>延べ認定ファンド数（件）</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>制度利用延べLP数（社）</td><td>0</td><td>47</td></tr><tr><td>投資を受けたベンチャー企業（社）</td><td>0</td><td>14</td></tr><tr><td>投資実績額（百万円）</td><td>0</td><td>516</td></tr></table>			年度	26 年度	27 年度	延べ認定ファンド数（件）	1	2	制度利用延べLP数（社）	0	47	投資を受けたベンチャー企業（社）	0	14	投資実績額（百万円）	0	516
年度	26 年度	27 年度																
延べ認定ファンド数（件）	1	2																
制度利用延べLP数（社）	0	47																
投資を受けたベンチャー企業（社）	0	14																
投資実績額（百万円）	0	516																

ページ

9—3

有効性	要望の措置の適用見込み	※（ ）内は推計値					
		年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
		新規認定ファンド数	1	2	(5)	(7)	(7)
		延べ認定ファンド数	1	3	(8)	(13)	(20)
		延べLP数	7	47	(125)	(204)	(313)
		投資実績額(百万円)	0	516	(4, 726)	(6, 486)	(8, 246)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エンジェル税制 個人投資家を対象とする現行のエンジェル税制は、創業後初期のベンチャー企業に対する投資を想定しているものであるが、本税制措置は、主に事業拡張期にあるベンチャー企業に対する、事業会社からベンチャーファンドを通じた投資を促進するもの。					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。					
	要望の措置の妥当性	法人投資家によるベンチャー投資の促進は、その性質上予算措置で個別に手当すべきものではない。地域経済の実情を考慮する法律の認定を受けたベンチャーファンドに対する投資に限定した上で、投資家を限定することなく租税特別措置によって実施することは妥当である。					
ページ		9—4					

税負担軽減措置等の適用実績	※減収額は利益法人等本税制利用可能法人割合を 9 割、損金計上割合を 8 割と仮定した場合を推計 ※（ ）内は推計値		
		26 年度末 時点	27 年度末 時点
	延べ認定ファンド数	1	3
	適用事業者数（社）	7	47
	減収額（百万円）	0	(88)
	損金算入額（百万円）	0	(371)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	我が国法人が本税制措置を利用して、目利き能力のあるベンチャーキャピタルが運営するベンチャーファンドへ出資することは、ベンチャー企業の成長、我が国産業における新規事業やイノベーションの創出に資するものであり、有効なものであるといえる。		
前回要望時の達成目標	法人投資家からベンチャーファンドへの資金供給を促すことにより、ベンチャー企業への投資を活性化させ、成長するベンチャー企業の育成・新事業の創出を目指す。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制の本格稼働は 2015 年度であり、現時点では統計的な数値を把握することは困難であるが、過去 5 年度の実績をもとに推計すると、国内で年間に組成されたファンドの総額平均（2010 年度～2014 年度）は、約 918 億円である。 一方、2015 年度に計画認定を受けたファンドの総額は約 140 億円であり、年間総額の約 15%を占めると推測でき、ベンチャーファンドへの資金供給を促すことに一定の効果を有していると推測できる。		
これまでの要望経緯	平成 26 年度 創設		
ページ		9—5	